

滝ノ水緑地 管理運営方針

パークマネジメントプラン

◆公園の特性を生かした公園経営の推進◆

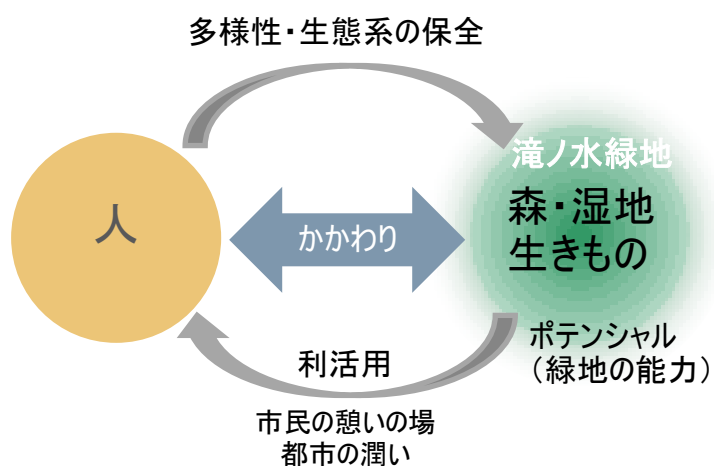
平成 26 年 8 月

名古屋市緑政土木局

滝ノ水緑地のめざす公園像

大切な自然を守り・育み・楽しむ緑地

- ・ 湿地とそこに生育する植物など、都市に残された貴重な自然を「守る」緑地。
- ・ カブトムシやトンボなど、生きものを「育てる」緑地。
- ・ 四季の自然、湿地と里山、人々のかかわりあいを「楽しむ」緑地。



目次

基本事項	1
1.公園の概要	
1-1.滝ノ水緑地の概要	2
(1)概要	2
(2)行政計画上の位置づけおよび指定等	4
1-2.沿革	8
1-3.立地環境	9
(1)自然状況	9
(2)周辺状況	11
1-4.整備時の方針および内容	12
(1)整備当初の基本方針	12
1-5.施設状況	13
(1)施設概要	13
(2)景観	14
1-6.利用状況	15
(1)滝ノ水緑地の利用の特長	15
(2)協働	15
1-7.公園の基本的な性格・役割	17
(1)特長の分析	17
(2)公園経営の視点から見た現況評価	18
2.めざすべき姿と取り組みの方針	
2-1.公園がめざすべき姿	19
(1)めざす公園像	19
(2)滝ノ水緑地のイメージ	19
2-2.取り組みの方針	20
(1)公園経営の目標設定	20
(2)ゾーン別特性	21
(3)維持管理・景観形成の方針	22
(4)運営管理の方針	24
(5)連携・協働の方針	24
(6)改修・再整備の方針	25
(7)災害対応の方針	25

公園管理運営方針 基本事項

公園管理運営方針(パークマネジメントプラン)は、平成 24 年 6 月に公表された「公園経営基本方針」及び、平成 25 年 7 月に公表された「公園経営事業展開プラン」に基づき、今後 10 年程度を計画期間として公園の管理運営の方針等を定めるものです。

この方針では、滝ノ水緑地の性格、役割、立地条件や公園としてのあゆみ、利用者の動向などを踏まえて、めざす公園像を設定し、その実現にあたっての取り組みの方針を定めました。

管理者、利用者、事業者等は、このプランで示す各方針に即して、本公園における管理運営や利活用の促進を、それぞれの立場で行っていくものとします。

なお、本方針については、マネジメントサイクルで行う評価の結果や、周辺の都市基盤整備状況、技術動向、財政見通しなど社会経済情勢の変化等により対応が必要となった場合には、適宜見直しを行っていくものとします。

「名古屋市公園経営」とは…

従来の行政主導による維持管理中心の公園管理から脱却し、利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など、公園の利活用の発想により公園の経営資源を最大限に活用していく新たな管理運営の考え方です。

名古屋市においては、市民ニーズを考慮した公園経営を第一とし、公園を「市民の資産」としてとらえ、多くの人々の関わりの中で、市民全体が公園経営の成果を享受できるように「管理する資産」から「経営する資産」へと公園の管理運営のあり方を大きく変革していくものです。



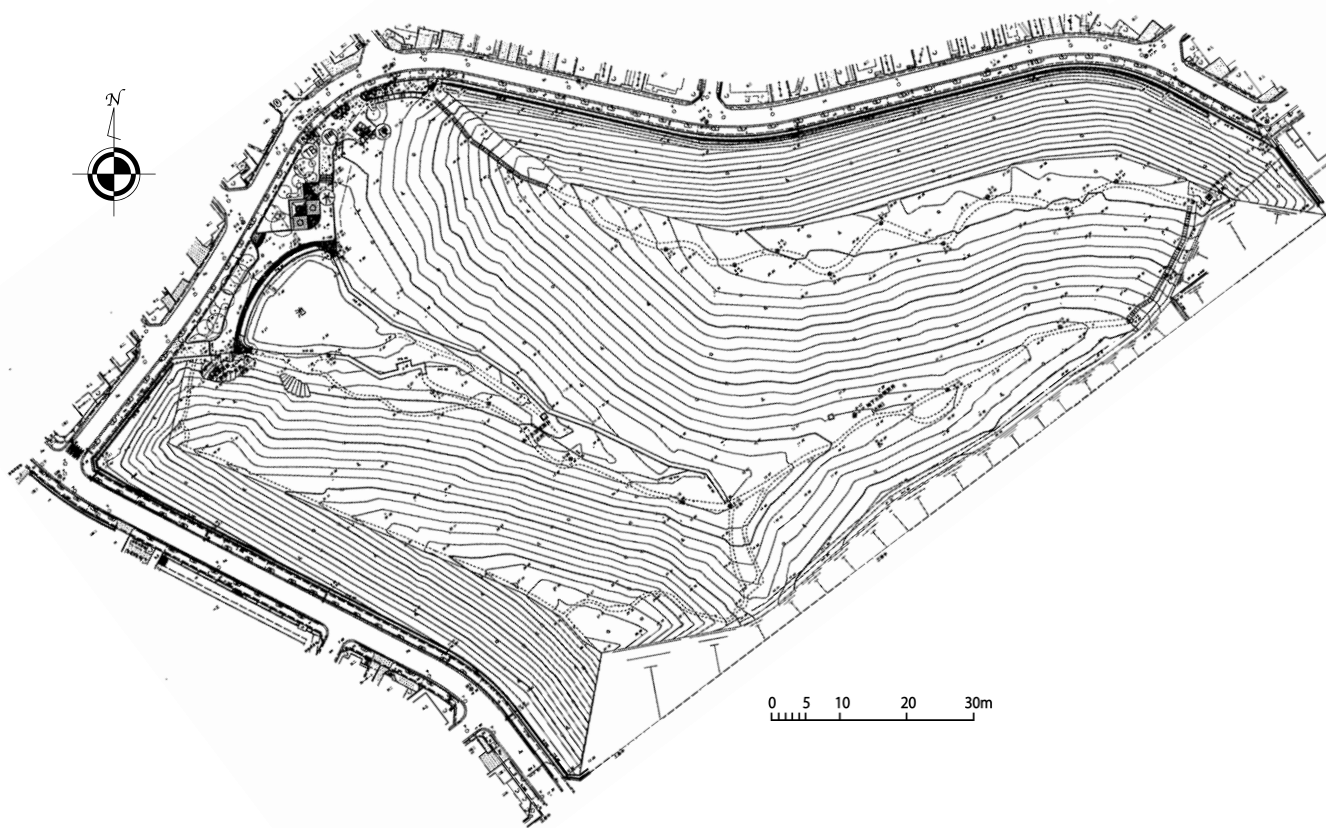
■市民・事業者・行政の Win-Win の関係

1.公園の概要

1-1.滝ノ水緑地の概要

(1)概要

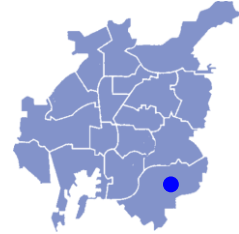
開園年度	平成 3 年
都市公園法による設置	平成 4 年 2 月 21 日
公園面積	4.42ha
所在地	名古屋市緑区滝ノ水二丁目地内
公園種別	都市緑地
都市計画決定	年度 昭和 63 年 12 月 5 日
	番号 緑地第 44 号
	面積 4.4ha



滝ノ水緑地平面図

【位置】

滝ノ水緑地は、名古屋市緑区の北部中央に位置する。



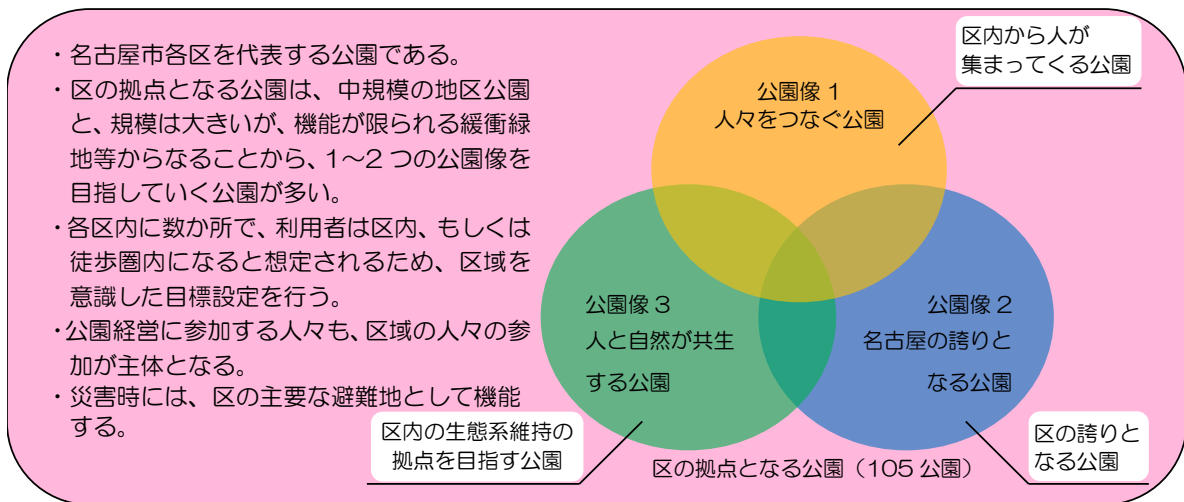
位置図

(2) 行政計画上の位置づけおよび指定等

■ 区の拠点となる公園

事業展開プランの中で、公園の面積規模や公園利用者の広がり considering 3つに分類された公園体系のうち、「区の拠点となる公園」として位置づけられている。「区の拠点となる公園」とは、各区でおおよそ数か所ある地区公園及び河川敷緑地など（緩衝緑地、広場公園、都市緑地、緑道を含む）を指している。

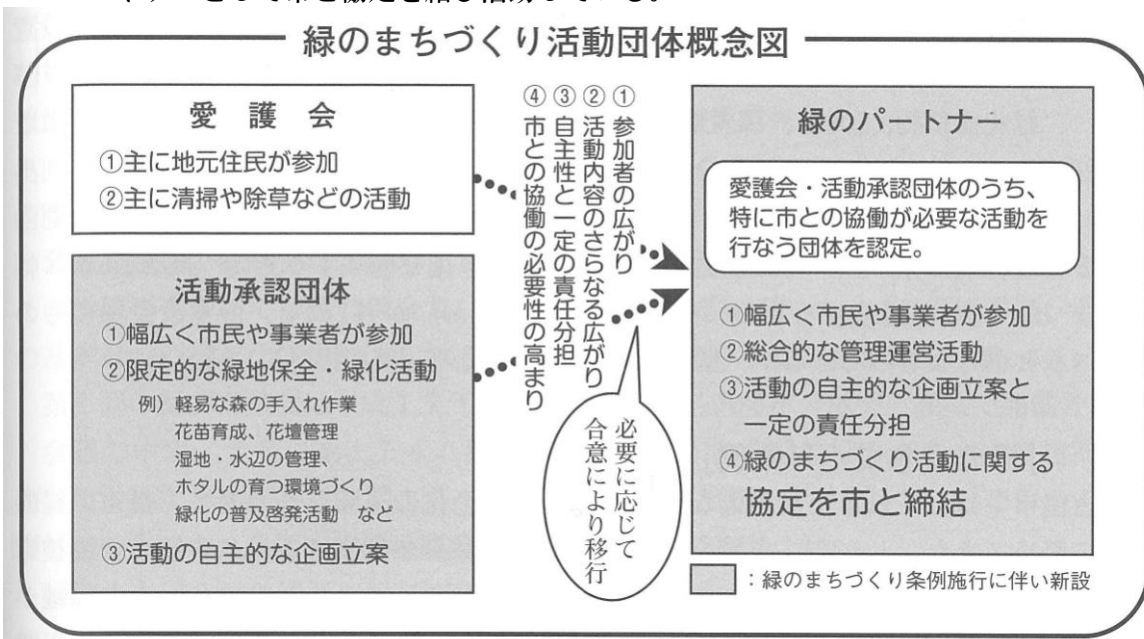
【区の拠点となる公園】



※名古屋市公園経営事業展開プラン（H25.7）

■ 緑のパートナー活動公園

平成22年度より「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」（以下「育てる会」）が、緑のパートナーとして市と協定を結び活動している。



■一時避難場所

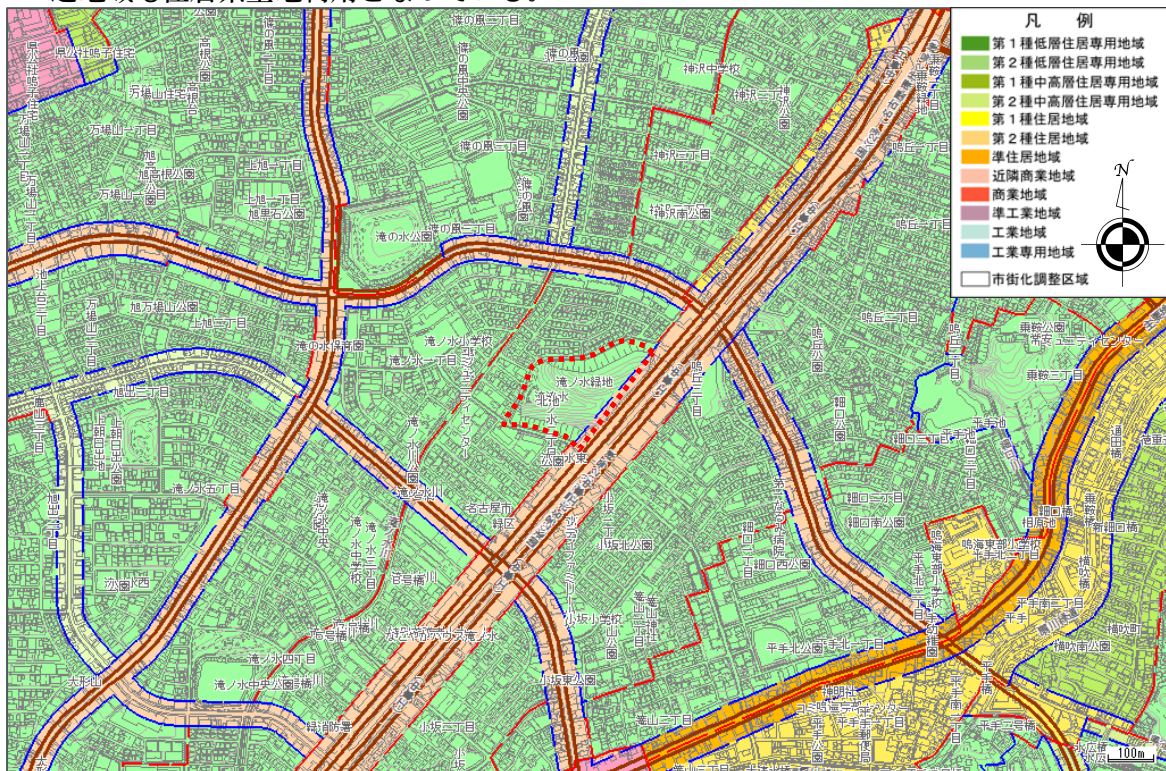
名古屋市地域防災計画の中で、滝ノ水緑地は一次避難場所に指定されている。一次避難場所とは、広域避難場所へ避難する際、一時的に避難して災害時の危険を回避する場所である。



避難所マップ

■用途地域

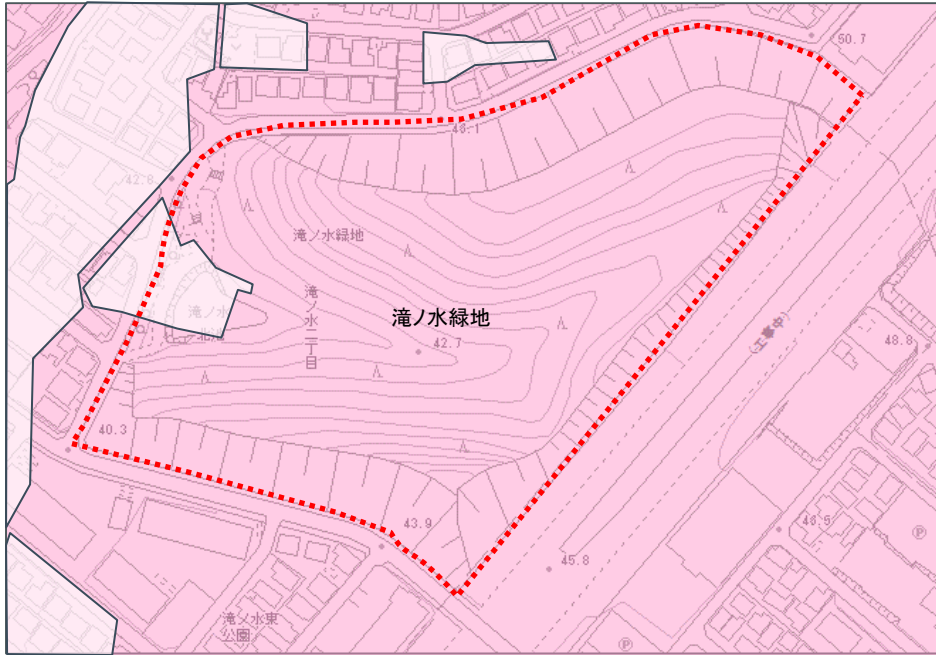
滝ノ水緑地は、都市計画法による市街化区域の第一種低層住居専用地域内に位置し、周辺地域も住居系土地利用となっている。



用途地域図

■砂防指定地

滝ノ水緑地砂防法により砂防指定地に指定されている。
 (池の一部・北側広場の一部は指定されていない。)



砂防指定地図

 砂防指定地

■土砂災害(特別)警戒区域

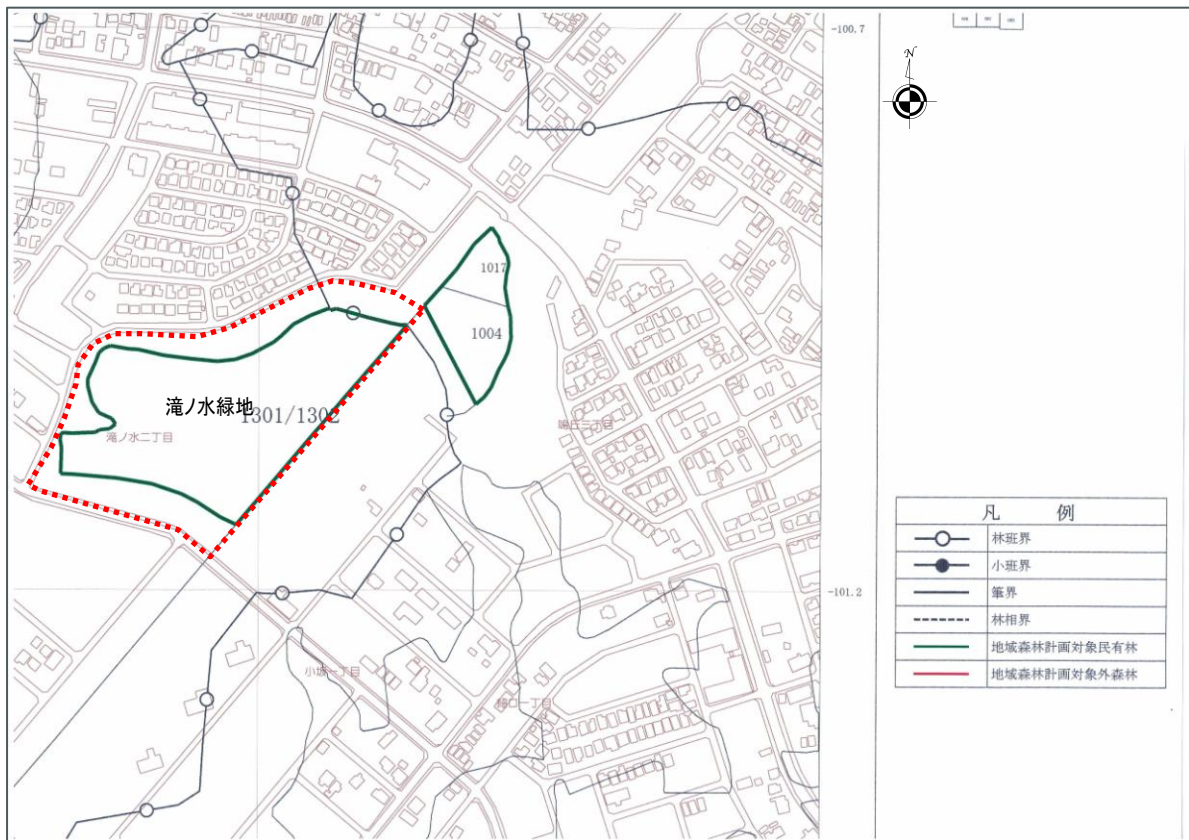
滝ノ水緑地の北側の斜面は、土砂災害防止法により、土砂災害(特別)警戒区域(土砂災害の発生の恐れがある区域)に指定されている。



洪水・内水ハザードマップ

■地域森林計画対象民有林

滝ノ水緑地は、地域森林計画対象民有林となっている。森林地域とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。



森林地域図

1-2.沿革

名古屋市東部丘陵の一角に位置する滝ノ水緑地の周辺は、昭和30年代まで里山と湧水湿地が点在する土地だったが、1963年（昭和38年）に、緑区として名古屋市と合併した以後は開発が進み、昭和50年代以降は急速に宅地化したことにより、これらの自然構成要素は、ほとんどが消失した。

昭和54年（1979年）		滝ノ水土地地区画整理組合設立 環境アセスメント資料・滝ノ水地域の植生調査を実施 （(財)名古屋土地地区画整理協会）
昭和63年（1988年）		都市緑地（4.42ha）として都市計画決定
平成2年（1990年）	3月	滝ノ水緑地基本計画報告書作成（名古屋市農政緑地局）
	11月	滝ノ水緑地築造工事 第1期整備
	～平成3年3月	
	12月	滝ノ水緑地植生その他調査を実施（名古屋市農政緑地局）
平成3年（1991年）	7月～12月	滝ノ水緑地築造工事 第2期整備
平成4年（1992年）	2月	滝ノ水緑地開園 都市公園として供用開始
平成9年（1997年）	5月	滝ノ水緑地愛護会 活動開始
平成12年（2000年）	3月	公園緑地の植生管理基準の策定と実践技術に関する研究報告書を作成（名古屋市緑政土木局）
平成18年（2006年）～		カシノナガキクイムシによるコナラの枯死が大量に発生し、緑土木事務所が大径木を中心に伐採
平成22年（2010年）	4月	「滝ノ水緑地愛護会」が「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」となり、市と緑のパートナーの協定を締結。
	12月	名古屋市緑区「滝ノ水緑地の植生」報告書作成 （滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会）
平成23年（2011年）	3月	緑地の東側で国道302号が開通
平成24年（2012年）	3月	滝ノ水緑地維持管理計画策定（名古屋市緑政土木局）

1-3.立地環境

(1)自然状況

【植生】

土地区画整理により宅地化が進行する地域の中で、丘陵地帯の面影をとどめる尾根と谷及び池で構成される当地域の原風景的空間で、滝ノ水緑地の植生の大部分を占めるのは、再生萌芽した二次林である。緑地内の高木は、地際から株立ちとなっているものが多く、以前には薪炭の採取等が行われていたことをうかがわせるが、現在では放置された里山として、自然度を増した二次林となっている。この二次林は、人とのかかわりを持つ中で維持されてきた空間であり、再生を繰り返しながら維持更新が行われてきた親しみやすい形態を持っている。

現在の植生は、尾根筋にかけてアカマツの混じるコナラの林となっている。

平成 18 年（2006 年）頃より、カシノナガキクイムシによるコナラの枯死が大量に発生したため、大径木を中心に約 120 本の伐採を行い、樹林の一部に高木層のない枯死木伐採跡地が出現している。

名古屋市内の緑地で、質が高く、量的なまとまりもある地域の拠点的自然として位置づけられ、保全の対象となっている。

しかし、谷筋から池の周辺へと続く湿地については、周囲の森林の大径木化により日照が確保できず、土砂の流入やササ類、樹木の侵入や植生の遷移により陸地化が進行し、近年では湿地植物の衰退が見られる。

(注) 二次林とは、原生林が何らかの原因で破壊されたあとに、自然に再生した林を指す。

中高木　：コナラ、アカマツ、ソヨゴ等

低　木　：ガマズミ、ウメモドキ、ヒサカキ等

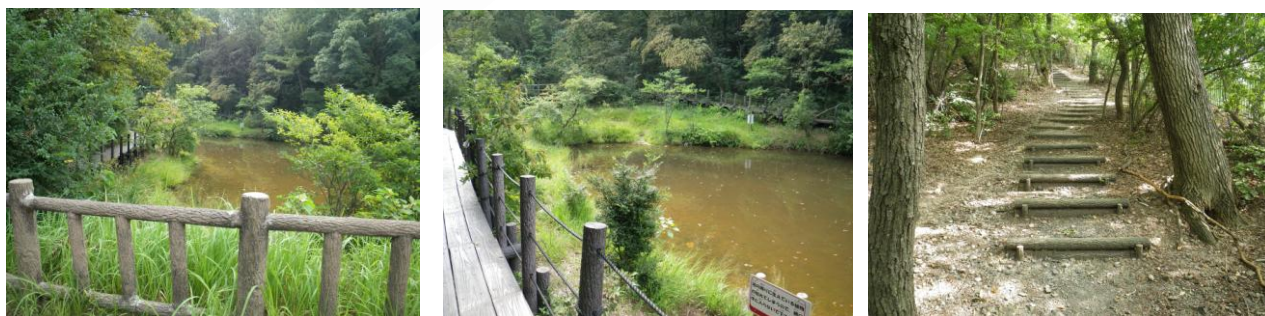
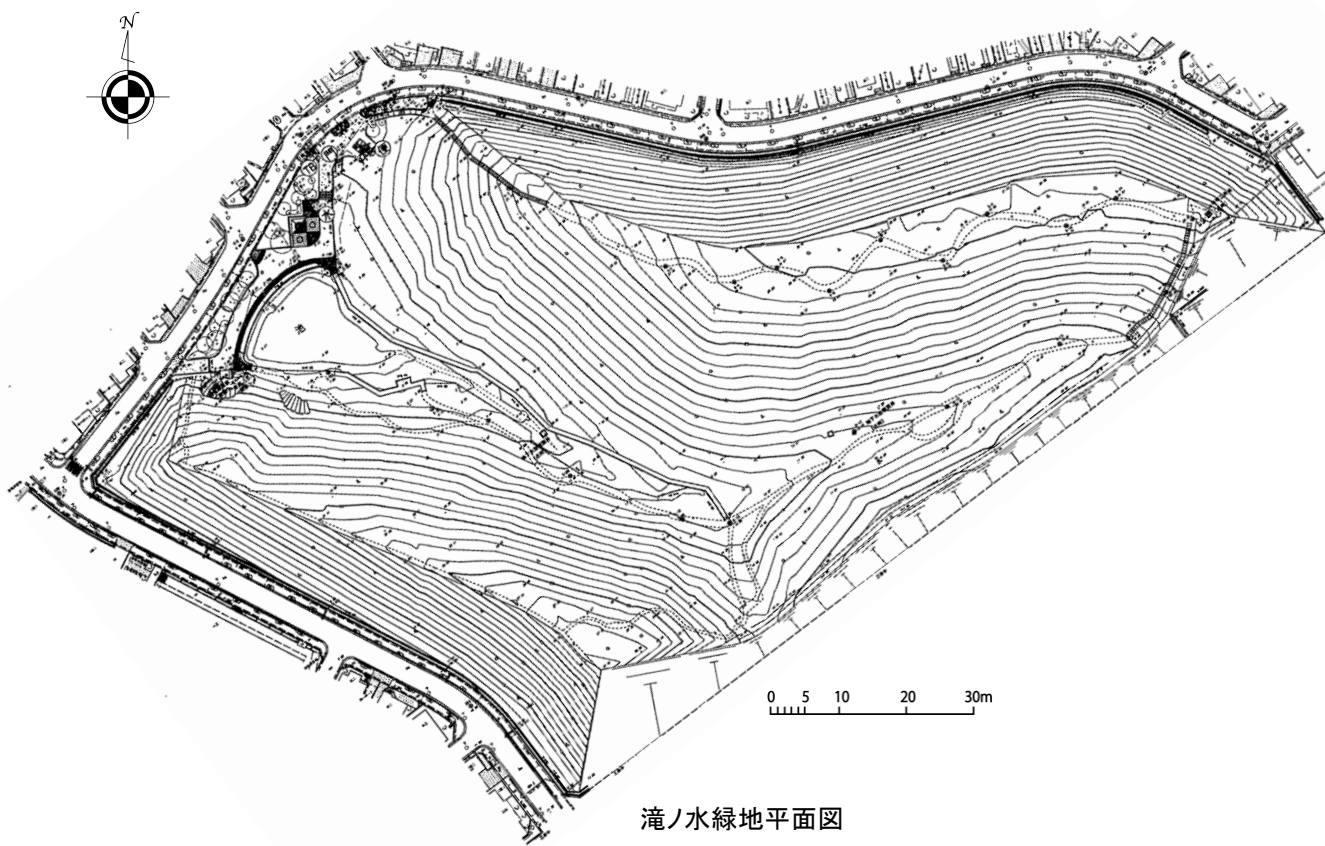
湿地植物：コモウセンゴケ、ミミカキグサ等

【水】

滝ノ水緑地には、滝ノ水川の水源となる 1,418 m²の「滝ノ水北池」がある。滝ノ水北池の集水区域は当緑地のみで、約 4.1ha と小さいが、地下水の湧出により、現在は水涸れを生じていない。しかし、周辺の宅地化の進展により雨水の浸透は減少していることが予想され、滝ノ水川の水源となっていることから、注視が必要である。

【生物】

昆虫類では、平成2年（1990年）調査で多くのハッチョウトンボやヒメタイコウチの生息が確認された。ハッチョウトンボやヒメタイコウチの生息環境条件の一つに、「一日中、陽光の当たる明るい場所」というのがあり、滝ノ水緑地が、二次林として一定の人の介入により環境が成立しているということが出来る。しかし、現在ではハッチョウトンボの生息は確認できなくなっている。



現況写真

(2) 周辺状況

滝ノ水緑地周辺は土地区画整理事業により住宅地化が進んだ地域であり低層～中層の建物が主体となっている。南東は国道 302 号に隣接しており、北東側にはスーパーマーケットが隣接している。当地への公共交通機関によるアクセスはバスのみである。



周辺状況図



航空写真

1-4. 整備時の方針および内容

(1) 整備当初の基本方針

《平成2年度 滝ノ水緑地基本計画(名古屋市農政緑地局)》

テーマ「住区基幹自然公園」

- ◆ 多様な利用形態を受け入れる。
- ◆ 身構えないで利用できる自然として、日常性の中に位置づける。
- ◆ 自然を利用しつつ、自然の質を保持～更新していく。
- 整備目的
 - 残された自然資源の保全と活用のし方の検討
 - 地域資源の発見と再認識の場
 - 新興住宅地における自然資源の保全・利用と管理のあり方の検討
 - 都市景観の改善
- 基本理念
 - 1) 住民に語りかける公園にしよう。
 - ・ 地域住民が様々な形態で自然とふれあう場となり、将来にわたって地域の象徴的空間であり続けるために、自然の審美的、科学的、教育的情報や自然とふれあうことの楽しさを常に提供していく公園とする。
 - ・ 自然を通じた人と人の交流は今後の社会の重要なテーマであり、公園利用者へ自然からのメッセージを伝える機能を持った公園とする。
 - 2) 自然に対する主体的働きかけが可能な利用形態を確保しよう。
 - ・ 自然をよく把握し、自然と遊離しない多様な遊びを育てよう。
 - ・ 人工の施設を必要とせず自らが主体的に行う利用を育てよう。
 - ・ 働きかけることによって、自然の意味を汲み取る公園にしよう。
 - ・ マニュアルのない利用の仕方を育てよう。
 - ・ 提示するのではなく、考え、行動するヒントを与えるソフトを開発していこう。
 - 3) 地域生活と密着した自然のあり方を模索する公園にしよう。
 - ・ 「管理しながら、利用し、守る」という二次林の考え方を現代に位置づけよう。
 - ・ 装置ではない自然を提供する公園にしよう。
 - ・ 庭や一般的な公園緑地のような身近な管理された自然と遠景の眺める自然との中間に位置する中景の自然公園としよう。
 - ・ 次の世代に引き継ぐ資源としての自然ストックを充実させよう。
 - ・ 外から親しむ自然レクリエーションとしての景観を位置づけよう。

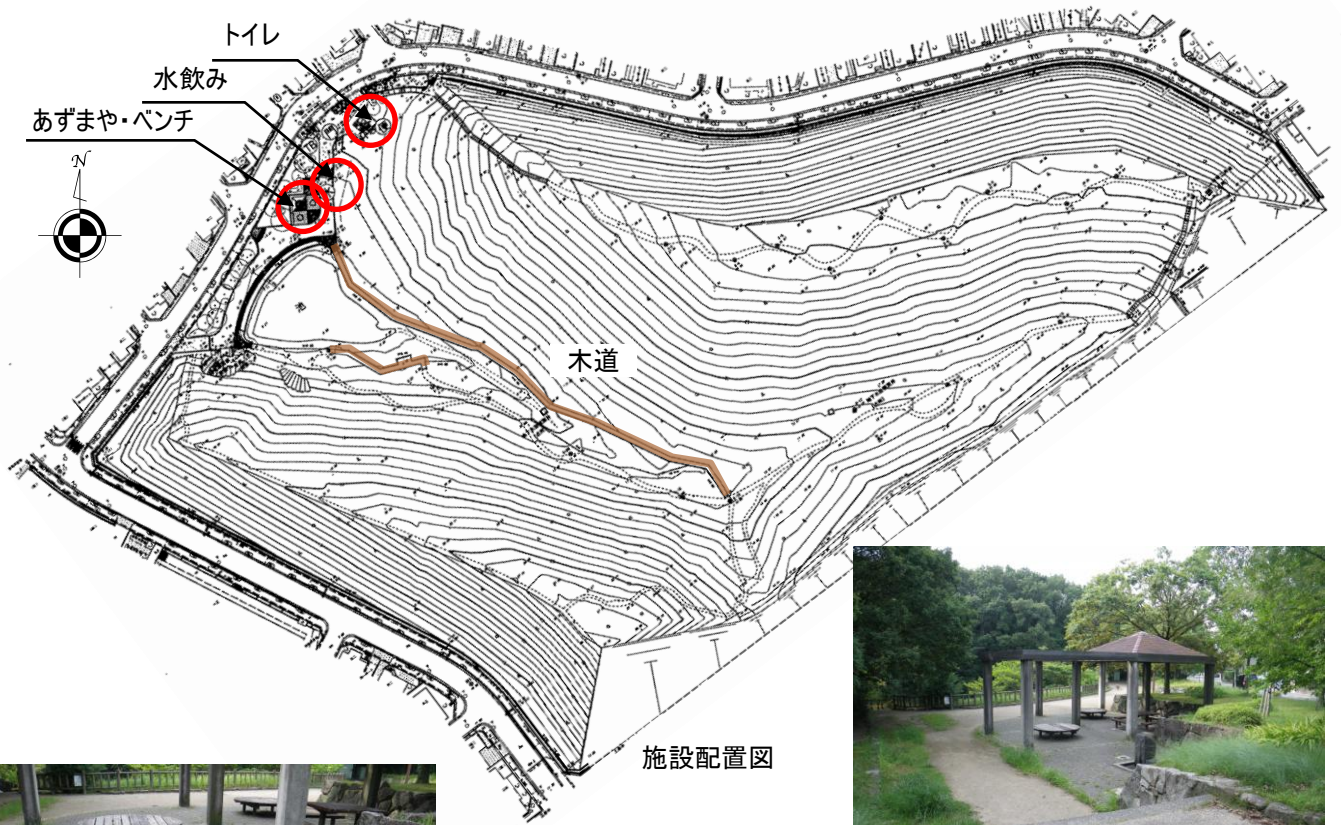
1-5. 施設状況

(1) 施設概要

園内施設：木道、あずまや、ベンチ、水飲み、トイレ



木道



施設配置図



水飲み



あずまや・ベンチ



トイレ

(2) 景観

1) 景観のポイント

- 尾根の上のコバノミツバツツジの群落
- コナラの林内
- カブトムシが多く見られる林
- 木道から湿地および池を見た景観
- カワセミを見ることもある水辺



※リーフレット「名古屋市緑区滝ノ水緑地・・・この森をいつまでも 滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」より

1-6.利用状況

(1)滝ノ水緑地の利用の特長

- ・ 多くの人々が気軽に散策でき、自由に湿地を楽しむことができる。(湿地を保護するため、緑地全体をフェンス等で囲うなど、人の立ち入りを制限することは行っていない。)
- ・ 植物が豊かで四季の変化や多くの花を楽しめる。

■緑地利用に関する取り決め

現地掲示板や前掲のリーフレットでは、以下のルールを示している。

- 樹林地や湿地に踏み込まない
- 森の生き物を持ち出さない
- 外から動物や植物を持ち込まない
- ペットを放さない、糞や毛は持ち帰る
- 許可なく木を伐らない、火を使わない

■利用状況および課題

- ・ 散策をかねて緑地内のゴミ拾いをしている人がいる。
- ・ 季節に合った植物等の説明（情報提供）があると、緑地への理解を深めることができる。
- ・ 方向サインや植物の名板設置の要望がある。
- ・ 散策路が短いため、来園者が山の中を自由に歩き回った結果、けもの道ができてしまい、その場所が裸地化して土砂が流出している。

(2)協働

1)緑のパートナー「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」の活動

平成9年5月に「滝ノ水緑地公園愛護会」として活動を開始し、平成22年（2010年）4月からは、緑のパートナー「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」として活動している。

当会の活動内容は、雑木林の森づくり活動、湿地の保全と再生活動、環境学習活動、カブトムシの繁殖、「滝ノ水緑地 Monthly」の発行および学区内などに回覧、観察会（不定期）、生きもの調査、各種研修会への参加等である。

2013年現在、会員数は16名、毎月第3日曜日10:00~12:00に活動している。

【年間活動】（平成 25 年度実績）

- 4 月 21 日 植物観察、湿地の手入れ、落葉かき
- 5 月 19 日 常緑樹の除伐、笹刈り、イベントの打合せ
- 6 月 16 日 環境デーなごやのイベント「身近な自然体験会」の実施
- 7 月 21 日 カブトムシの観察、湿地植物の観察、池周囲の除草
- 8 月 18 日 活動のビデオ鑑賞とクラフト
- 9 月 15 日 シラタマホシクサの観察、ビートルベッドの手入れ
- 10 月 20 日 ビートルベッドの手入れ、除伐
- 11 月 17 日 樹林地の除伐と柵づくり、シラタマホシクサの種の採取
- 12 月 15 日 樹林地の除伐と柵づくり、湿地の草刈り
- 1 月 19 日 落葉かき、ビートルベッドの手入れ、湿地の笹とヌマガヤの除去
- 2 月 16 日 シラタマホシクサの播種、湿地再生作業
- 3 月 16 日 落葉かき、除伐、湿地の笹とヌマガヤの除去、再生作業

※緑地の管理作業

管理者	作業内容
緑土木事務所	園路沿いの枯死木の撤去、入口広場付近の除草・清掃・刈込み
緑のパートナー	湿地の保全、樹木の除伐

■緑のパートナー「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」の活動上の課題

- ・メンバーの高齢化が進んでいるため、活動中に緑地利用者に声かけをしているが、新しい若いメンバーの参加が増えない。ボランティアに参加するきっかけづくりを市が支援する必要がある。
- ・活動に必要な機材の保管場所がない。
- ・周辺住民や緑地利用者に、緑地での活動を理解してもらう必要がある。
- ・マスコミや広報で緑地を紹介することにより、利活用が広がりすぎてオーバーユースになることが懸念される。

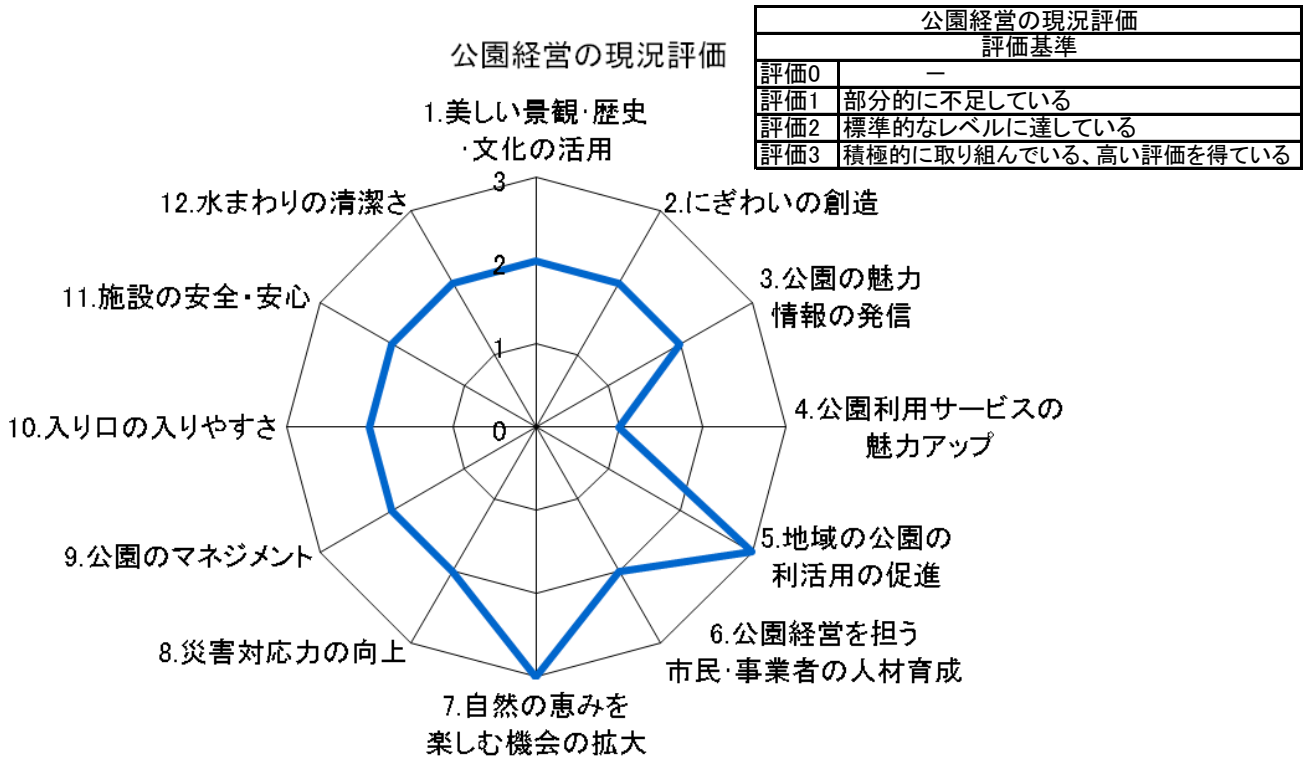
1-7.公園の基本的な性格・役割

(1)特長の分析

分析ポイント

歴史・文化	公園内に歴史的なモニュメント等の要素はない
景観	木道から見た湿地や緑地内の景観が特徴となっている。
にぎわい	にぎわいのスペースとして入口広場の活用が考えられる。
地域の庭	散策路や休憩施設が地域におけるくつろぎの場となっている。
自然の恵み	緑地には湿地の植生など自然観察ポイントが多く、自然環境に恵まれている。
遊具	なし
スポーツ施設	なし
災害対応力	一時避難場所に指定されている。
活動団体	緑のパートナーが活動している。
民間活力導入状況	なし

(2)公園経営の視点から見た現況評価



- ・ 丘陵地と湿地およびため池で構成され、湿地植物等の質の高い自然資源を有している。
- ・ 量的にもまとまった地域の保全すべき自然として位置づけられている。
- ・ 自然環境を守り育てる「緑のパートナー」が活動している。
- ・ 散策等の利用率が非常に高い。

2.めざすべき姿と取り組みの方針

2-1.公園がめざすべき姿

(1)めざす公園像

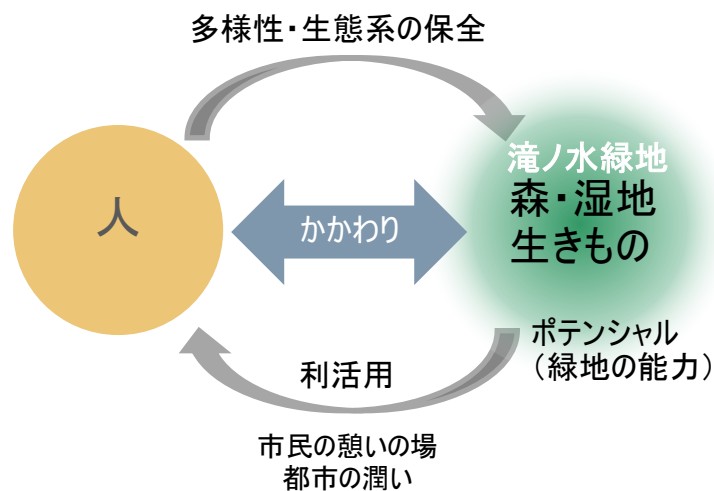
大切な自然を守り・育み・楽しむ緑地

- ・ 湿地とそこに生育する植物など、都市に残された貴重な自然を「守る」緑地。
- ・ カブトムシやトンボなど、生きものを「育てる」緑地。
- ・ 四季の自然、湿地と里山、人々のかかわりあいを「楽しむ」緑地。

自然を通じた人と人、人と自然との交流を提供する機能を持ち、自然に対して主体的な働きかけが可能な利用形態をめざす。「管理しながら、利用し、守る」地域に密着した自然のあり方を模索する公園とする。

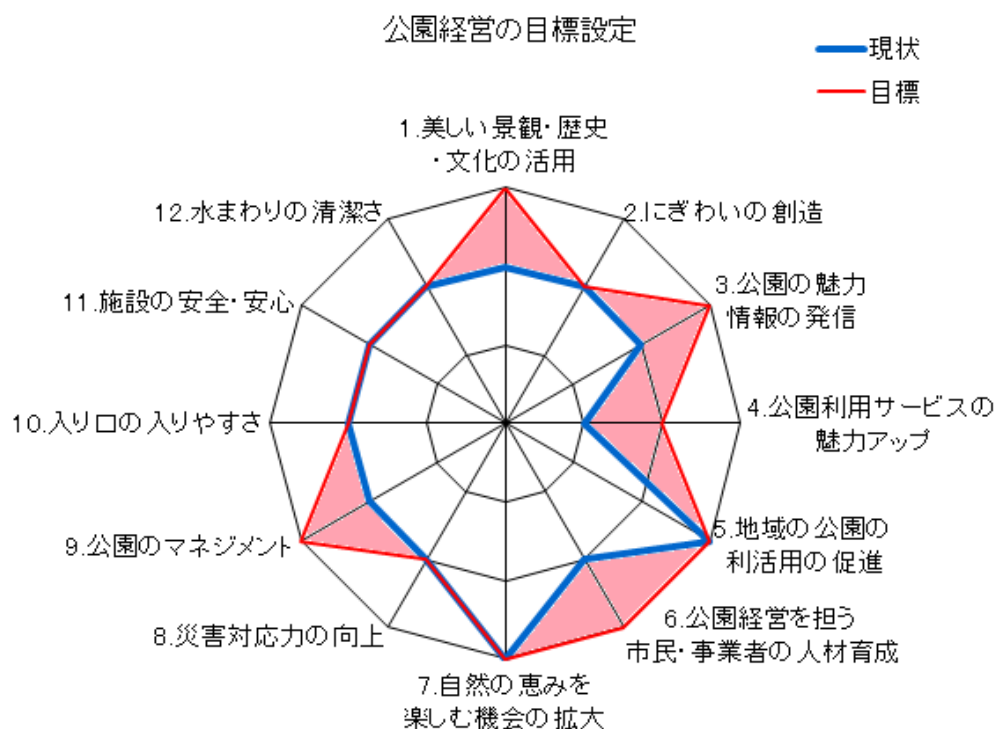
(2)滝ノ水緑地のイメージ

都市の中の貴重な湿地とそこに生きる植物や生きものを守り、育てる活動を通して、緑地のポテンシャルを引き出し、散策や憩いの場として緑地を活用していく、緑地と人が関わりあう良好な関係を持続していく。



2-2. 取り組みの方針

(1) 公園経営の目標設定

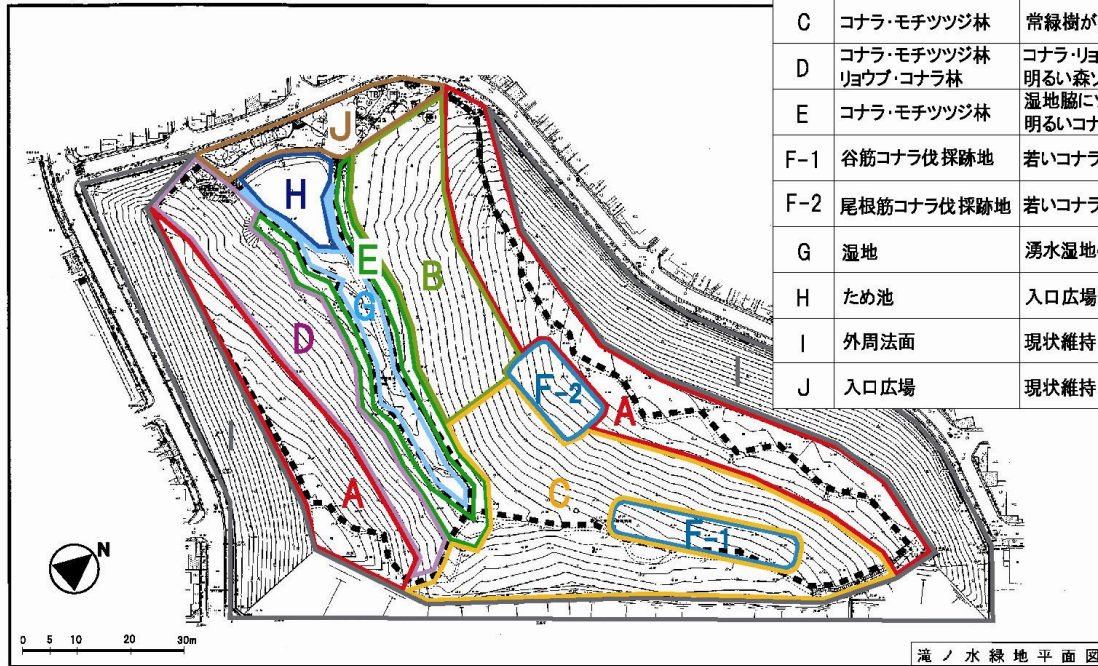


めざす公園像に取り組むための方針に沿って公園経営の目標を設定し、今後 10 年間に重点的に取り組む項目は、下表のとおりである。

めざす公園像のた めの取り組み項目	景観 形成		運営 管理				連携 協働			維持 管理		
	1	10	2	3	7	9	4	5	6	8	11	12
湿地とそこに生育する植物など、都市に残された貴重な自然を「守る」緑地。	○				○							
カブトムシやトンボなど、生きものを「育てる」緑地。				○								
四季の自然、湿地と里山、人々のかかわりを「楽しむ」緑地。					○		○					

(2)ゾーン別特性

滝ノ水緑地を11のゾーンに分割し、10年後の森の姿（目標像・景観）を定める。



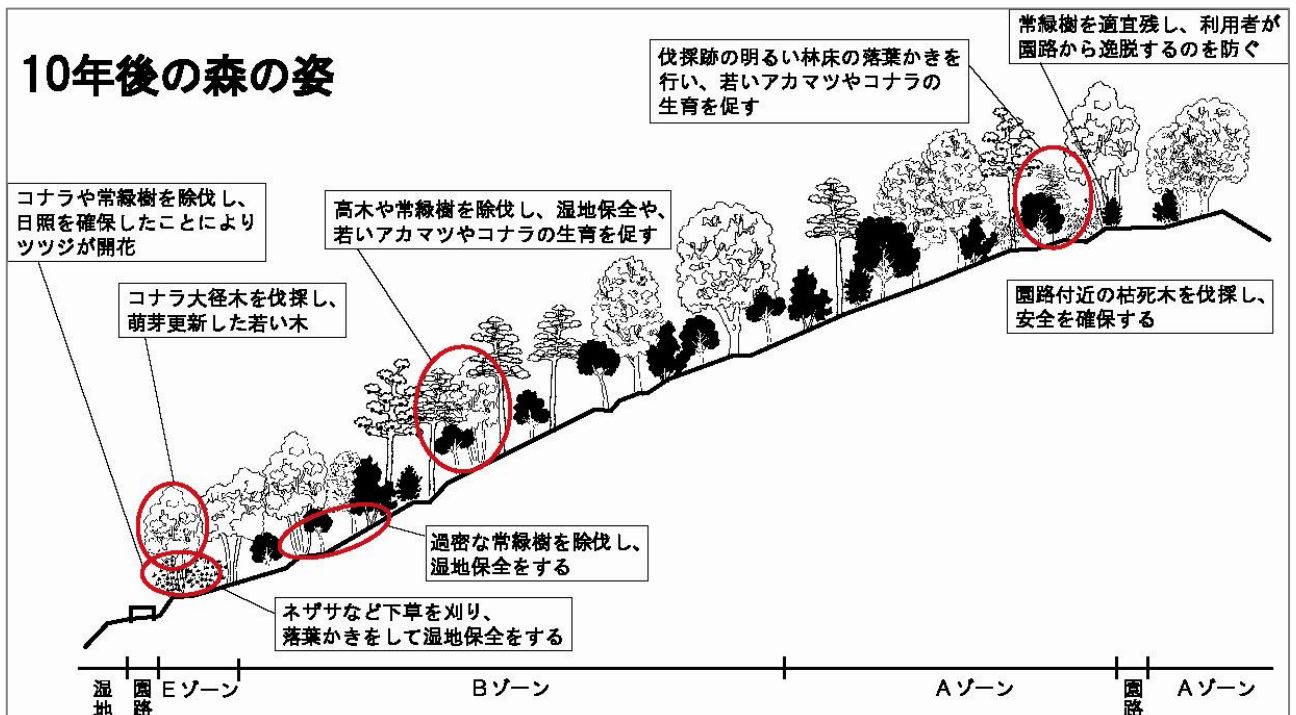
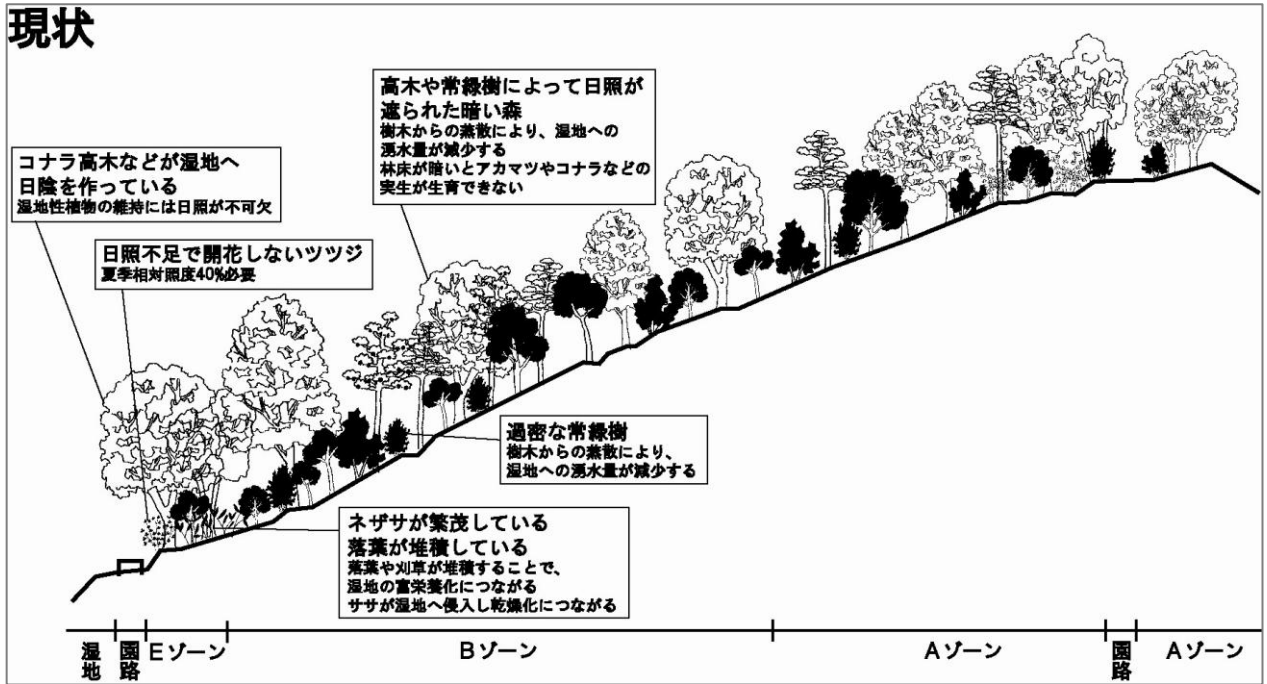
ゾーン	現状植生	10年後の森の姿(目標像・景観)
A	アカマツ・コナラ林	尾根筋の明るいアカマツ・コナラ林
B	アカマツ・コナラ林 コナラ・モチツツジ林	湿地脇の環境を保全するゾーン
C	コナラ・モチツツジ林	常緑樹が多い森ゾーン
D	コナラ・モチツツジ林 リョウブ・コナラ林	コナラ・リョウブの中にツツジが咲く 明るい森ゾーン
E	コナラ・モチツツジ林	湿地脇にツツジが咲く 明るいコナラの森ゾーン
F-1	谷筋コナラ伐採跡地	若いコナラ・モチツツジ林
F-2	尾根筋コナラ伐採跡地	若いコナラ・モチツツジ林
G	湿地	湧水湿地の保全
H	ため池	入口広場に広がるため池環境の保全
I	外周法面	現状維持
J	入口広場	現状維持

■ゾーン別機能特性

ゾーン名	ゾーン	利用タイプ	イメージ
入口広場ゾーン	J	集い・休息型	明るく、開放的なイメージ
自然保護・回復ゾーン	E, H, G	保全・緩衝型 自然探索型	比較的明るく、静寂で奥行き感のあるイメージ
つつじの丘ゾーン	B	自然探索型 鑑賞型	明るく、開放的でスカイラインを強調したイメージ
自然学習ゾーン	A, C, D	自然探索型 自然利用遊戯型 保全・緩衝型	うっそうとした静寂なイメージ
木もれび休憩ゾーン	F-1 F-2	集い・休息型 自然探索型 資源利用遊戯型 鑑賞型	比較的明るく、広がり感のあるさわやかなイメージ
外周のり面ゾーン	I	鑑賞型 保全・緩衝型	自然性、季節感のある比較的明るいイメージ

(3)維持管理・景観形成の方針

平成23年度に策定した「滝ノ水緑地維持管理計画」に基づき、ゾーンごとの10年後の目標とする景観、管理目標を以下にまとめる。なお防災上の視点より、維持管理においては一時避難場所機能を確保するよう努める。



	A	B	C	D	E
現況 植生	アカマツ・コナラ林	アカマツ・コナラ林 コナラ・モチツツジ林	コナラ・モチツツジ林	コナラ・モチツツジ林 リョウブ・コナラ林	コナラ・モチツツジ林
10年後 目標像	尾根筋の明るいアカマツ・コナラ林 利用者の往来が多い尾根筋の園路ゾーンで、明るく見通しのよい景観を維持する。	湿地脇の環境を保全するゾーン 湿地北側の斜面林で、明るいゾーンを目指す。	常緑樹が多い森ゾーン 過度な作業は行わず、暗い場所を好む鳥類や昆虫類の生息場所として維持する。	コナラ、リョウブの中にツツジが咲く明るい森ゾーン 湿地南側の斜面林で、ツツジ類の咲く比較的明るい森を目指す。	湿地脇にツツジが咲く明るいコナラの森ゾーン 園路から3m程度の範囲において、若いコナラ林の中、ツツジが咲く明るいゾーンを目指す。
維持 管理 目標	現状のアカマツ・コナラ林を維持し、明るく見通しのよい環境を維持する。	常緑樹の除伐などにより、ツツジ類の咲く明るい環境を目指す。	過度な作業は行わず、現状の常緑樹が多い環境を維持する。	樹木除伐などにより、ツツジ類の咲く比較的明るい環境の維持を目指す。	樹木除伐などにより、湿地が日陰になることを防ぎ、樹木からの蒸散を抑制して湧水を確保し、またツツジの開花に必要な日照の確保を目指す。

	F-1	F-2	G	H	I	J
現況 植生	谷筋コナラ伐採跡地	尾根筋コナラ伐採跡地	湿地	ため池	外周 法面	入口 広場
10年後 目標像	若いコナラ・モチツツジ林 コナラの森にツツジが咲くなか、実生などによる次世代のコナラが育つ、明るいひらけたゾーンを目指す。	若いコナラ・モチツツジ林 コナラやアカマツの森に、モチツツジやコバノミツバツツジが咲くなか、実生などによる次世代のコナラやアカマツが育つ、明るいゾーンを目指す。	湧水湿地の保全 遷移による湿地の衰退を防ぎ、適切な管理によって湧水湿地の保全を目指す。	入口広場に広がるため池環境の保全 入口広場の奥に広がる滝ノ水緑地の顔であるため池を、適切な環境に保全することを目指す。	現状維持	現状維持
維持 管理 目標	コナラ伐採跡地で遷移過程にあり、アカメガシワなどパイオニア種の下草刈りなど行うことで日照を確保し、実生などによる次世代コナラの育成をするとともに、ツツジ類が咲く見通しのよい環境を目指す。	コナラ伐採跡地で遷移過程にあり、アカメガシワなどパイオニア種の下草刈りなど行うことで日照を確保し、実生などによる次世代のコナラやアカマツの育成をするとともに、ツツジ類が咲く見通しのよい環境を目指す。	樹木伐採や除草を行うことで遷移による湿地の衰退を防ぎ、湧水湿地の保全を目指す。	樹木除伐を行い、ため池周辺の湿地を保全する。	法面を保護するため、排水機能の維持等の維持管理に努める。	適宜、除草・清掃・刈込みを行い、維持管理することにより、広場機能を確保する。

前述の管理目標に従って維持管理を行うが、管理作業にあたっては作業の結果を確認し、想定通りの成果を得られているかを検証して、以降の作業に反映させていく順応的管理を行う。それにより、突発的な思いつきによる作業を防ぐことができ、効率的な管理作業を行うことができる。また、作業の成果を客観的に説明することができ、管理作業への理解につながる。

(4) 運営管理の方針

滝ノ水緑地は、森・湿地・ため池からなる貴重な自然に多様な生物が生息する、都市に残されたオアシスとして、地域で親しまれている。緑地の自然と人々をつなぐ、ふれあいの場として、緑地を守り・育てる思想や活動を未来に継承し、自然を学び、森づくり活動を楽しむ場として持続可能な運営管理を行う。

緑のパートナーである「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」と緑地について認識を共有し、協働して運営管理を行っていく。

公園の運営にあたり、入口広場や木もれび休憩ゾーンを拠点に滝ノ水緑地の自然を活かした環境学習や体験講座を積極的に行い、緑地について共通知識を学ぶ場の創出、緑地の自然と良好な景観の保全に関する理解や情報発信につなげる。また、民間事業者に対し、緑地管理に関する技術提供やCSR活動の場としての活用を呼びかけるなど、民間活力の導入にも取り組む。

(5) 連携・協働の方針

管理作業の実施にあたっては、目標とする将来像に近付けるため、市民・企業・行政等の役割分担を進める。緑のパートナーとして活動している「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」とは常に連絡を密に取りながら、緑地の維持運営管理を協働で行う。一方で、作業によっては「育てる会」単独では困難なものや危険なものもあり、現地管理者である緑土木事務所や緑地管理機構などと協議し、役割を分担しながら作業を進める。

場合によっては、現地管理者である緑土木事務所と「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」だけでなく、他の組織や企業・一般参加者との協働により作業を行う。これにより、従来は十分に管理作業ができなかったエリアまで作業することが可能となる。さらにこうした取組みは、市民が地元の財産としての緑地の価値と認識を深めるきっかけとなる。

一方で、「滝ノ水緑地の里山と湿地を育てる会」は組織の活性化を図るため、活動内容の広報や新規メンバーの募集活動を強化し、市はその取り組みを支援する。また、地域と一体となって行うような森の保全・利活用イベント等の実施についても、市がサポートしていく。

その他、ため池で外来生物の駆除を行う場合は、「なごや生物多様性保全活動協議会」で実施している、「池干しによる外来生物の駆除」事業の活用も検討する。また、同協議会では市民との協働により野生動植物の生息・生育調査を行っており、滝ノ水緑地において十分に調査

がされていない昆虫や鳥類などについて、協働で調査をしながら森づくり活動をすすめることも重要な視点であるため、同協議会とのかかわり方について検討していく。

(6)改修・再整備の方針

「滝ノ水緑地維持管理計画」を着実に実施していく中で、人と自然が共生する公園として、過度な改修・再整備は行わないが、施設の安全・安心な通常利用と防災時の一時避難地としての機能を確保する範囲で必要な修繕・改修を優先順位を明確にして計画的に行う。

現在は、緑地の北側斜面が土砂災害（特別）警戒区域となっており、緑地利用者に対して掲示を行うなどして周知を図る。現時点で新たな対策を講じる必要はないが、将来的には、公園整備の機会等を捉えて、必要な対応を行っていく。

(7)災害対応の方針

「名古屋市地域防災計画」「震災に強いまちづくり方針～名古屋市防災都市づくり計画～」に基づき、一時避難場所としての機能を確保する。また、地域住民に対して一時避難場所であることの周知に努め、広域避難場所へ適切に誘導できる案内等も整える。